

職員の休職に関する規程一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>第 1 条 (略)</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第 2 条 この規程は、次の各号に掲げる者 (以下「職員」という。) に適用する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>地方独立行政法人神奈川県立病院機構定年前再雇用短時間職員に関する就業規則第 3 条に規定する定年前再雇用短時間勤務職員</u></p> <p>第 3 条～第 13 条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>第 1 条 (略)</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第 2 条 この規程は、次の各号に掲げる者 (以下「職員」という。) に適用する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新規)</p> <p>第 3 条～第 13 条 (略)</p>	<p>・適用範囲に定年前再雇用短時間勤務職員を追加する。</p>